

# 七ヶ浜町被害漁業者生活資金貸付制度について(ご案内)

令和8年6月

町では、令和8年3月25日に発生した仙台塩釜港における海上保安部の巡視船「ざおう」から重油が漏えいし、海洋に流出した事故により被害を受けた海苔・わかめ等の養殖の事業者に対し、生活を立て直すために必要となる生活資金の貸付制度を創設したので、以下のとおりご案内いたします。

## 1. 対象者

- ・ 仙台塩釜港塩釜港区における重油流出事故で被害を受けた町内に住所を有する 県漁協七ヶ浜支所の組合員（海苔・わかめ等の養殖の事業に限る。）
- ・ 七ヶ浜町に住所を有している方
- ・ 国税又は地方税の滞納がない方
- ・ 貸付けを受けた資金の償還について十分な償還能力を有する方
- ・ 七ヶ浜町暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等及び当該暴力団等と密接な関係を有する者でない方

## 2. 資金の使途

重油流出事故により漁業収入が減少し、生活を立て直すために必要となる生活費の一時的な資金として利用可能

## 3. 貸付額及び貸付条件

- ・ 貸付限度額 1人当たり500万円を限度
- ・ 貸付利率 無利子、無担保
- ・ 償還期間 5年以内（償還の猶予期間がありますが、理由書を提出していただき、審査の上決定いたします。償還期間を延長するものではありませんので、5年以内に償還願います。）
- ・ 返済方法 ①月賦 ②半年賦 ③年賦 から選択可
- ・ 保証人 連帯保証人が必要となります。但し、生計を一にしている方や申請者の専従者、年金受給者、非課税世帯の方は連帯保証人になれません。なお、町外の方でも連帯保証人になれます。

## 4. 申請書類の提出

以下の書類を揃えて、県漁協七ヶ浜支所に提出してください。

- ① 申請書（様式第1号表面）
- ② 連帯保証人明細書（様式第1号裏面）
- ③ 同意書（申請者および連帯保証人の記入・押印）
- ④ 申請者および連帯保証人の印鑑証明書（各1通）

（裏面に続く）

- ⑤ 申請者および連帯保証人が国税（消費税および所得税）に滞納がないことを証明する書類（各1通）

【塩竈市役所向かいの塩釜税務署で発行されます。税理士にご確認ください】

- ⑥ 振込先の通帳の写し（預金区別、口座番号、名義が確認できるもの）

※ 連帯保証人が町外にお住まいの場合は、裏面の⑦～⑨の書類も必要となります。

※ 以下の⑦～⑨の書類は、連帯保証人が町外にお住まいの場合に必要です。

- ⑦ 連帯保証人の本籍地の記載がある住民票抄本  
（マイナンバーの記載は不要です）
- ⑧ 連帯保証人の地方税（市町村税）に滞納がないことを証明する書類  
（お住いの市区町村の税担当窓口で発行されます）
- ⑨ 連帯保証人の過去3年間の所得税確定申告書の写し、  
または、源泉徴収票の写し

## 5. 受付期間

令和8年6月12日から令和9年3月31日まで

### 留意事項

- 申し込み（申請書の提出）＝ 貸付け実行ではありません。

書類審査の結果により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、審査にあたって、町が保有する申請者及び連帯保証人の情報を照会・閲覧する場合があります。ご同意いただけない場合は、貸付できませんのでご了承ください。

（申請窓口）

宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所

TEL 022 - 349 - 6222

（問い合わせ先）

七ヶ浜町まちづくり振興課産業振興係

TEL 022 - 357 - 7444